

四天王寺大学大学院学則

目次

- 第1章 総則
- 第2章 教育研究上の基本組織
- 第3章 職員及び教育研究実施組織等
- 第4章 運営組織
- 第5章 在学期間、学年、学期、授業期間及び休業日
- 第6章 教育課程、履修方法及び単位等
- 第7章 課程の修了要件及び学位の授与
- 第8章 入学、休学、退学及び除籍等
- 第9章 入学検定料、入学金、授業料等
- 第10章 科目等履修生等及び研究生等
- 第11章 賞罰
- 第12章 本学則の改廃

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、四天王寺大学学則（以下「本学学則」という。）第7条第2項の規定に基づき、四天王寺大学（以下「本学」という。）に置く大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

(本学大学院の目的)

第2条 本学大学院は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 教育研究上の基本組織

(研究科及び専攻)

第3条 本学大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

人文社会学研究科 人間福祉学専攻

看護学研究科 看護学専攻

(課程、標準修業年限及び課程の目的)

第4条 前条の研究科の課程は博士課程とし、標準修業年限は5年とする。

2 博士課程は、これを標準修業年限2年の前期課程（以下「博士前期課程」という。）及

び標準修業年限3年の後期課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

- 3 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 4 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 5 博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

（収容定員）

第5条 本学大学院の入学定員及び収容定員は、別表のとおりとする。

（研究科及び専攻の教育研究上の目的）

第6条 第3条の研究科及び専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

第3章 職員及び教育研究実施組織等

（研究科長）

第7条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、当該研究科に関する校務をつかさどる。
- 3 研究科長の任命等に関し必要な事項は、別に定める。

（専攻長）

第8条 研究科の専攻に、専攻長を置くことができる。

- 2 専攻長は、研究科長の命を受け、当該専攻に関する校務をつかさどる。
- 3 専攻長の任命等に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究実施組織等）

第9条 本学大学院は、教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

- 2 本学大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。
- 3 本学大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する。

4 本学大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部等の教員等がこれを兼ねることができる。

5 前各項に規定するもののほか、教育研究実施組織等に関し必要な事項は、別に定める。
(教員)

第10条 本学大学院には、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に定める資格を有する教員を、専攻ごとに置くものとする。

(組織的な研修等)

第11条 本学大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 本学大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

3 本学大学院は、第16条第2項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

第4章 運営組織

(研究科委員会)

第12条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、第10条の規定により置かれる教員をもって構成する。ただし、研究科長が必要と認めたときは、その他の職員を加えることができる。

3 研究科委員会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 前各項に規定するもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 在学期間、学年、学期、授業期間及び休業日

(在学期間)

第13条 博士前期課程及び博士後期課程の在学期間は、第4条第2項に規定する修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

2 第26条の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間については、別に定める。

(学年、学期、授業期間及び休業日)

第14条 学年、学期、授業期間及び休業日については、本学学則第29条から第33条までの規定を準用する。

第6章 教育課程、履修方法及び単位等

(教育課程の編成方針)

第15条 本学大学院は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業及び研究指導)

第16条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 本学大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると思われる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

(研究指導)

第17条 研究指導は、大学院設置基準第9条の規定により置かれる教員によって行うものとする。

2 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、本学大学院の他の研究科（専攻）において必要な研究指導を受けることができる。この場合において、当該研究指導を受ける期間は、第1項の規定を準用する。

(教育方法の特例)

第18条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第19条 本学大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目の編成等)

第20条 博士前期課程及び博士後期課程に開設する授業科目の編成及び単位数等は、各研究科の定めるところによる。

(授業の方法、単位の計算方法及び単位の授与)

第21条 本学大学院の授業の方法、各授業科目の単位及び単位の授与については、本学学則第36条から第38条の規定を準用する。

(他の研究科・専攻等の授業科目の履修)

第22条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科・専攻等の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けることを認めることができるものとする。

2 前項に定める他の研究科・専攻等における授業科目の履修等に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第23条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、第36条の規定により、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の

国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第24条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、本学大学院の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第25条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（第39条の規定により修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第23条第2項の場合に準用する。

3 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学大学院における授業科目の履修とみなし、本学大学院の定めるところにより単位を与えることができる。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、かつ、第23条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第26条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修（次項において「長期履修」という。）し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 課程の修了要件及び学位の授与

（博士前期課程の修了要件）

第27条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科ごとに定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該研究科の研究科委員会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、同項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

3 前2項に規定するもののほか、各研究科の修了に関して必要な事項については、別に定める。

(博士後期課程の修了要件)

第28条 博士後期課程の修了要件は、大学院に5年（5年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）又は博士前期課程に2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科の研究科委員会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に規定するもののほか、各研究科の修了に関して必要な事項については、別に定め

る。

(学位の授与)

第29条 学長は、本学大学院の課程を修了した者には、四天王寺大学学位規程の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

第8章 入学、休学、退学及び除籍等

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(博士前期課程の入学資格)

第31条 本学大学院の博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
- (8) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（昭和28年文部省告示第5号）

- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であつて、当該者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
(博士後期課程の入学資格)

第32条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
(入学志願)

第33条 入学志願については、本学学則第51条の規定を準用する。

(選考)

第34条 入学志願者については学科試験、面接等の方法により選考を行い、合格者を決定する。

(合格者の入学手続、入学の許可及び保証人並びに身上異動手続)

第35条 前条の合格者に係る入学手続、入学の許可及び保証人並びに身上異動手続については、本学学則第53条から第55条の規定を準用する。

(休学、復学、願い出による退学、再入学、本学から他の大学の大学院への転学、留学、

除籍、復籍及び外国人留学生)

第36条 休学、復学、願い出による退学、再入学、本学から他の大学の大学院への転学、留学、除籍、復籍及び外国人留学生については、本学学則第56条から第60条、第63条、第65条から第69条の規定を準用する。この場合において、第57条第3項中「4年」とあるのは「博士前期課程においては2年、博士後期課程においては3年」と、第60条第1項中「本学」とあるのは「本学大学院」と、「学部」とあるのは「研究科」と、第63条中「本学」とあるのは「本学大学院」と、「他の大学」とあるのは「他の大学の大学院」と、第67条第2号中「第28条」とあるのは「四天王寺大学大学院学則第13条」と、同条第3号中「第57条」とあるのは「四天王寺大学大学院学則第36条において読み替えて準用する第57条」と、第68条中「前条第1項第1号」とあるのは「四天王寺大学大学院学則第36条において読み替えて準用する前条第1項第1号」と、第69条第1項中「大学」とあるのは「大学院」と、「本学」とあるのは「本学大学院」と読み替えるものとする。

(他の大学の大学院から本学大学院への転学)

第37条 他の大学の大学院に在学する者、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者(学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。)及び国際連合大学の課程に在学する者で、本学大学院への転学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に入学を許可することがある。

第9章 入学検定料、入学金、授業料等

(諸納付金、休学中の授業料等、返還及び奨学金)

第38条 本学大学院の諸納付金、休学中の授業料等、返還及び奨学金については、本学学則第70条から第73条の規定を準用する。この場合において、第70条中「本学」とあるのは「本学大学院」と、「在籍料」とあるのは「在籍料及び履修料」と読み替えるものとする。

第10章 科目等履修生等及び研究生等

(科目等履修生等)

第39条 科目等履修生等については、本学学則第74条を準用する。この場合において、第74条中「本学の定める」とあるのは「本学大学院の定める」と、「本学の学生」とあるのは「本学大学院の学生」と、「第38条」とあるのは「四天王寺大学大学院学則第21条において読み替えて準用する第38条」と読み替えるものとする。

(研究生・特別研究生)

第40条 本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者で、さらに本学大学院において博士論文作成のための研究継続を希望する者は、研究生として研究を許可することがある。

2 大学院博士前期課程修了の学位（修士）を有する者、あるいは同等の学力があると認められる者は、特別研究生として研究を許可することがある。

3 研究生の研究登録料、研究料について、必要な事項は別に定める。

4 特別研究生の研究登録料、研究料は研究生に準ずる。

第11章 賞罰

（表彰、懲戒及び遵守事項）

第41条 本学大学院の学生の表彰、懲戒及び遵守事項については、本学学則第78条から第80条の規定を準用する。この場合において、第78条中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、第79条第1項中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第12章 本学則の改廃

（本学則の改廃）

第42条 この学則の改正は、研究科委員会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学生については、第22条の規程にかかわらず、「試験等の評価」の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学生については、第19条の規程にかかわらず、「教育職員免許状」は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学生については、第13条、第17条、旧第19条及び第28条の規程にかかわらず「授業日数」、「授業科目の編成等」、「教育職員免許状」、「入学時期」等の取り扱いは、なお従前の例による。

- (1) 平成30年度以前の入学生については、第13条、第17条、旧第19条及び第28条の規程にかかわらず「授業日数」、「授業科目の編成等」、「教育職員免許状」、「入学時期」等の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年12月25日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年9月1日から施行する。なお第32条（入学手続）、第33条（保証

人)、第39条(再入学等)及び第42条(除籍)の規定は令和6年4月1日に遡って適用する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
人文社会学研究科	人間福祉学専攻	10人	20人	3人	9人	29人
看護学研究科	看護学専攻	6人	12	3人	9人	21人